

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成30年9月20日(木)
	午前9時00分から午前9時25分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館会議室2-1、2-2
	3. 出席委員(14人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(1人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
日程第 5 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3	
項の規定による当委員会への意見聴取について	
日程第 6 決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
よる当委員会の決定について	
日程第 7 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第 8 報 告	
2. 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第 9 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、平成30年9月定例農業委員会を始めさせ	
ていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会	
長さんをお願いします。	
会長さん宜しく申し上げます。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 辻 義則 委員

議席番号 2番 堀田 守 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第17号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	2件
議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について	2件
決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	14件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	7件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	1件

それでは、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内でゴルフ練習場を営んでいます。業績も順調に推移し、利用者も年々増加しております。先日、地主様より現在使用している駐車場を返却して欲しいとの相談があり、新たに駐車場スペースを確保する必要に迫られており、今般の申請にてゴルフ場の拡張と駐車場・駐輪場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和62年に愛西市内で整形外科を開設し、地域の皆様に健康と快適な生活を送っていただけられるよう、安心できる医療を提供して参りました。近隣には、整形外科医院に併設される通所リハビリ施設が少なく、患者様からの多くの要望もあり、熟慮した結果、医院北側に診療所としてデイケア施設を新設することといたしました。デイケア施設のオープン後は、従業員の駐車場や施設利用者の送迎用車両の駐車場が必要となるため、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、東海市に耳鼻咽喉科クリニックを設置し地域診療に貢献して参りました。平成25年には、地域医療の充実と、開業したい医師の支援を目的とした医療法人を設立いたしました。愛西市南部、弥富市、飛島村、木曾岬町周辺には皮膚科が少ない状況であり、地域の大型病院に勤務する皮膚科部長の医師を雇用し、この地域に皮膚科医院を設置したいので、今般の申請にて申請地を買い受け、診療所を建築する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 議案番号4は、議案番号3と関連があります。申請者は、地域医療の充実と、開業したい医師の支援を目的とした医療法人が掲げる理念に共感し、医療法人と共に地域医療を支えるため、皮膚科医院の開業計画に伴い今般の申請にて申請地を買い受け、門前薬局として皮膚科医院に併設する計画です。</p>

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内で土木建築業を営んでいます。申請者は、新規事業として、今年8月に土木建築の作業場の隣接地に喫茶店をオープンいたしました。喫茶店には普通自動車10台分の駐車スペースを確保しておりますが、大型自動車の駐車スペースを求める声が多く、今般の申請にて申請地を買い受け、店舗南側に駐車場を設置する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、名古屋市内の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、この際、自己用住宅を持つことに決めましたが、私たち夫婦には自己所有地もないため、両親に相談したところ、両親の住む敷地の一部を分筆し、住宅を建てることとなりましたが、住宅建築に必要な接道がないため、今般の申請にて父から申請地を借り受け、進入路を設置する計画です。</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から2番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) この事案につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第17号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取 2件についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番から2番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明) 説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取 2件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から14番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第6号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から14番、全体筆数40筆、面積は34,626㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は13筆、12,666㎡でございます。公益財団法人、愛知県農業振興基金さんが受入人となって利用権設定された筆数は2筆、1,132㎡でございます。その他の受入の方は、7名の方々に、合計25筆、面積は20,828㎡でございます。内容につきましては、作物は野菜、水稲、レンコンでございます。公告年月日は平成30年9月28日と平成30年11月2日、契約開始年月日は平成30年10月1日と平成30年12月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第6号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、7件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明)以上1件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年9月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 1番委員 辻 義 則

議事録署名者

議席番号 2番委員 堀 田 守